

出産・子育て応援給付金のご案内

(事業開始日 2月1日～)

核家族化が進み、地域のつながりが希薄になる中で、全ての妊婦・子育て世帯が安心して出産・子育てができるよう、国の「出産・子育て応援交付金」が創設されました。

それに伴い、妊娠期から出産・子育てまで一貫して様々なニーズに即した支援につなぐ「伴奏型相談支援」の充実と「経済的支援」を一体として実施します。

伴走型相談支援

○出産・育児の見通しを立て、必要な支援につなげるよう3つのタイミングで面談を行います。

- ①妊娠届出時
- ②妊娠8か月頃(電話または訪問)
- ③出生後の訪問時(出産後おおむね1～2か月頃)



経済的支援

○事業の対象者

- ①出産応援給付金(妊婦1人につき5万円)

令和4年4月以降に妊娠届を提出された方

(ただし、令和4年4月～12月に出生した妊婦の方は、妊娠届が令和4年4月以降でない場合であっても、給付対象に含まれます。)

- ②子育て応援給付金(お子様1人につき5万円)

令和4年4月以降に出生された方



○申請時期・申請書交付方法

対象者	出産応援給付金 (5万円)	子育て応援給付金 (5万円)
令和4年4月～12月に出生した方	令和5年2月頃に郵送で申請書を交付 (原則、一括で10万円を給付)	
令和4年4月～令和5年1月に妊娠届を提出した方 令和5年1月以降に出生した方	令和5年2月頃に郵送 で申請書を交付	出生後の訪問時に申 請書を交付
令和5年2月以降に妊娠した方	妊娠届出時の面談で 申請書を交付	出生後の訪問時に申 請書を交付

*原則、妊娠届出時、出生後の訪問時の面談が必要となります。

○給付金の受け取り方法

申請時に指定された口座へ振り込みます。

〈お問い合わせ先〉

東吾妻町保健センター

電話:0279-68-5021

(平日午前8時30分～午後5時15分)